

鶴岡市 企業立地優遇制度のご案内

1 事業場設置助成金

※令和6年秋頃、募集予定

対象地域	鶴岡市内工業団地（ただし、庄内あさひ産業団地は除く）、工業地域及び工業専用地域、工場適地（友江、西目、渡前、常盤木の既存工場）、バイオサイエンスパーク
対象業種	製造業、道路貨物輸送業、倉庫業、こん包業、卸売業等 ※製造業以外は、操業開始時に15人を超える新規雇用があること。
要件	令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に実施した工場などの新增設や設備投資で、総額2,000万円以上のもの。 ※土地は、建物の引渡し日から過去3年以内に購入したもの。
内容	取得した土地、建物、償却資産に対して課される固定資産税課税相当額の1/2の額を、課税初年度に交付します。【上限2億円】 ※固定資産税の課税免除を受けている資産は対象外となります。

2 用地取得助成金

申請期間：随時

対象業種	製造業、道路貨物輸送業、倉庫業、こん包業、卸売業等 ※「山形県農村地域への産業の導入に関する基本計画」に規定する業種に限る。
対象分譲地	鶴岡大山工業団地（64,000㎡）、庄内あさひ産業団地（4,500㎡）
要件	（1）対象分譲地に2,000㎡以上の土地を新たに取得した場合 （2）既に対象分譲地を2,000㎡以上購入しており、追加購入する場合。
内容	土地取得価格の1/2の額 【上限2億円】

3 雇用創出助成金

申請期間：随時

対象業種	製造業、学術・開発研究機関等 ※新たに事業場を立地し操業を開始した市外の事業者に限ります。
要件	鶴岡市内に住所を有する者（地元常用雇用者等）を1年以上継続雇用
人数	地元常用雇用者等が、①基準日（操業開始月の翌月初日から1年後）において15人以上、 ②基準日から1年後または2年後に、それぞれ1年間で10人以上増加
内容	①30人未満は15万円/人、30人以上は30万円/人 ※鶴岡大山工業団地、庄内あさひ産業団地に立地した場合は30万円/人 ②30万円/人 【①②合計の上限1億円】 ※日本標準産業分類の中分類が同一の事業者間で、同一事業者を売買契約等により取得し、同一人を雇用する場合は非該当。

4 先端設備等導入計画

詳細は裏面をご覧ください。

○先端設備等導入計画認定事業者

【問合せ先】 鶴岡市 商工観光部 商工課

TEL：0235-35-1299（商工課直通） E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

固定資産税軽減の特例

先端設備等導入計画認定事業者

(1) 制度概要

中小企業等が生産性を高めるための設備導入計画を策定し、対象となる設備等を導入した場合、優遇措置が受けられます。

※令和5年3月31日以前に旧制度で先端設備等導入計画の認定を受けていた場合でも、令和5年4月1日以降に設備を導入する場合、税制特例措置を受けるためには、**改めて先端設備等導入計画を市に申請し、認定を受けることが必要**です。

市 HP はこちら↓



(2) 対象事業者

中小事業者等（個人、法人）

※中小企業者等の定義は租税特別措置法施行令参照

(3) 固定資産税特例の内容

令和5年度税制改正により、令和4年度までの税制は廃止され、特例内容が変更されました。令和5年度以降は以下のとおり、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、設備導入計画で賃上げを表明することにより、**より有利な特例率・期間が適用**されます。

項目	特例内容
特例率・期間	3年間、特例率 1/2
賃上げの表明あり	①令和6年3月31日までに取得した設備 ⇒ 5年間、特例率 1/3 ②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 ⇒ 4年間、特例率 1/3

※国の補助金の優遇措置が設定される場合があります。（令和5年4月現在はなし）

(4) 対象設備等

生産性向上の目標値：労働生産性の年3%向上（計画年数×3%以上）を達成すること

- ・先端設備等…年平均の投資利益率が5%以上とすることが見込まれる、投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品又は建物附属設備）

※建物、構築物は対象外です。

※先端設備等は、計画認定後に取得することが「必須」です。そのため、設備を既に取得した後に「先端設備等導入計画」の認定を受けることはできません。

(5) 期間

取得期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産を対象

計画期間：3年間、4年間または5年間で設定

[提出・問合せ先] 商工観光部 商工課 TEL：0235-35-1299（商工課直通）